

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 15 日

各都道府県
財政担当課 } 御中
市町村担当課 }

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「就業者負担軽減支援金」の市町村事務負担軽減に向けて
提供を予定するデジタルツール等について

本日閣議決定された「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「大綱」という。）において、「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として「就業者負担軽減支援金」（以下「支援金」という。）を導入する旨が盛り込まれたところです。これに伴い「「就業者負担軽減支援金」の導入について」（令和 8 年 9 月 15 日内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局事務連絡）が内閣官房より各都道府県宛てに通知されたところですが、同事務連絡の記の 2 につきましては、デジタル庁から下記のとおりデジタルツール等の提供を予定しておりますので、貴都道府県内及び管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の関係部局への周知をお願いいたします。

大綱では「国は、市町村における事務の効率化を図るため、情報システムの整備等必要な措置を講ずる」とされ、また、「支援金制度を円滑に実施するため、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手することとする。具体的には、国及び地方公共団体においてシステム開発等に着手できるように必要な措置を講ずるとともに、制度の趣旨・内容等について、国民や地方公共団体への丁寧な周知広報を行うこと」とされております。

デジタル庁としても、大綱や国と地方の協議の場でいただいたご意見等を踏まえ、市町村の支給事務効率化に資するよう速やかにデジタルツールの開発等に着手しているところです。デジタル庁が提供するデジタルツール等を利用いただくことにより、できる限り市町村の負担軽減につながるようにする予定ですので、積極的な利用を是非ご検討いただくようお願いいたします。その詳細については、後日改めて、説明の機会を設ける予定としています（下記 2 参照）。

記

1. デジタル庁から提供予定のデジタルツール等

市町村における支援金支給事務の実施に当たり、デジタル庁から以下のデジタルツールの提供を予定しています。

これらのデジタルツールは、市町村の制度導入に伴う事務負担の軽減を図る目的で、支援金制度を踏まえて設計するものであり、積極的な利用をご検討いただきますようお願いいたします。

す。

詳細は、別紙「「就業者負担軽減支援金」の市町村事務負担軽減に向けて提供を予定するデジタルツール等について（概要）」をご参照下さい。

（１）支給額の算定ツール

自治体システムから抽出された住民税情報から、受給資格者を選定し、支援金の支給額を算出して受給資格者リストを出力するためのツールです。国で開発費を負担するもので、市町村は無償で利用可能です。

（２）給付支援サービス

受給資格者の登録から支給までの一連のプロセスを実施できるソフトウェアサービスです。従前の給付支援サービスの機能に加えて、紙申請の情報も AI-OCR で読込可能となる機能のほか、支給額の算定根拠も含めた通知書面の出力機能、事前同意いただいた住民に対してマイナポータルで処分決定通知を送信する機能等を新たに実装予定です。今回の支援金支給事務においては、国が事業者と契約し、利用料を負担するため、市町村における利用料負担は不要です。

（３）公金受取口座

支援金支給事務に公金受取口座を活用いただけるよう、更なる登録促進に加え、口座情報の正確性確保や照会能力の増強等を図ってまいります。あわせて、郵送申請された口座情報については、これを集約する市町村において、デジタル庁が提供するシステムを通じてご登録いただけるようにいたします。加えて、給付支援サービスを利用する市町村向けには、登録の負担軽減に資するツールを提供いたします。

２．今後の予定

１（１）から（３）までの対応については、近日中に説明会を行う予定です。

<関係資料一覧>

別紙 「就業者負担軽減支援金」の市町村事務負担軽減に向けて提供を予定するデジタルツール等について（概要）

以上

【問合せ先】

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ
（質問受付フォーム）

<https://forms.cloud.microsoft/r/d7Y3n1kyMP>